

避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人が、避難先が狭く運び入れることができなかつた家財等を保管するために借りたレンタルルームの賃料について、平成30年3月までに発生した賃料相当額が賠償されたほか、平成30年3月までに発生した家財道具移動費用（ただし、既払金を除く。）、平成25年8月に檜葉町の自宅において実施した除草工事費用（ただし、原発事故の影響割合を5割として算定。）及び家財の処分費用等が賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間等に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	期間等	金額
1 引越し代	2018年3月25日 付領収書	8,000円
2 ファンヒーター 購入費用	2012年12月15 日付領収書	39,800円
3 体組成計 購入費用	2012年6月1日付 領収書	5,310円
4 除草工事費用	2013年8月25日 付領収書	50,820円
5 家財片付、運搬、処分 費用	2013年8月25日 付領収書	207,900円
6 レンタルルーム賃借 費用	2012年6月1日～ 2018年3月31日	1,600,210円
合計		1,912,040円

### 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(前項の期間等に限る。)に対する和解金として、申立人に対し、合計金191万2040円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間等に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月24日

(仲介委員 及川 雄介)